国土交通省東北地方整備局は、令和７年８月６日に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「ＰＦＩ法」という。）第５条第３項の規定により、「国道 49 号　富田地区電線共同溝ＰＦＩ事業」に関する実施方針を公表しました。

今般、ＰＦＩ法第７条の規定に基づき、同事業を特定事業として選定したので、ＰＦＩ法第 11 条の規定により客観的評価の結果をここに公表します。

令和７年９月 24 日

東北地方整備局長　西村　拓

国道 49 号　富田地区電線共同溝ＰＦＩ事業

特定事業の選定について

１．事業概要

本事業は、事業対象区域における電線共同溝（管路部、特殊部、連系・引込部、横断部）、車道、歩道、道路附属物（以下「本施設」という。）の調査・設計及び工事並びに、電線共同溝（管路部、特殊部、連系・引込部、横断部）（以下「維持管理対象施設」という。）の維持管理をＰＦＩ法に基づき包括的に実施するものである。

選定された民間事業者（以下「事業者」という。）は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として、本事業の遂行のみを目的とした会社（以下「ＳＰＣ」という。）を設立し、ＰＦＩ事業を実施することを基本としている。

（１） 事業名称

国道 49 号　富田地区電線共同溝ＰＦＩ事業（以下「本事業」という。）

（２） 事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

① 名称

一般国道 49 号

② 種類

ア　電線共同溝（道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 2 項第 9 号に定める電線共同溝（道路附属物））

イ　道路（車道、歩道）

ウ　道路附属物（道路照明、排水構造物、縁石、防護柵、道路標識等）

（３） 公共施設等の管理者等

国土交通大臣　中野　洋昌

（本事業について国土交通大臣の事務を分掌する者　国土交通省東北地方整備局長　西村拓）

なお、本事業に係る基本協定及び事業契約については、東北地方整備局が締結することを予定している。

（４） 事業目的

国道 49 号の郡山市富田地区は、自動車の日交通量が約 38,000 台あり（「令和 3 年度 全国道路・街路交通情勢調査」より）、災害発生時等における緊急輸送道路（第 1 次確保路線）にも指定される重要な区間の一部であることから、電線共同溝を整備し、無電柱化すること

で、災害時における緊急輸送道路の機能確保並びに、安全で快適な歩行空間の確保を図るとともに、良好な都市景観の形成に向けたまちづくりを支援するものである。

無電柱化がもたらす整備効果である、道路の「防災性の向上、歩行空間の快適性向上及び良好な景観創出」を早期に実現するため、調査設計から施工及び一定期間の維持管理まで含めた包括的かつ長期間の事業契約とする「電線共同溝型ＰＦＩ」を適用し、「工程の最適化」、「手戻り作業の最小化」、「円滑な事業推進」等による工期短縮に民間企業の技術的ノウハウを積極的に取り入れ、効率的・効果的な事業推進を図ることを目的とする。

（５） 事業対象区域の概要

① 所在地

福島県郡山市富田町西町下～富田町字権現林

② 事業延長

約 2.0km（道路延長：1.0km）

（６） 特定事業の業務内容

特定事業として、東北地方整備局との間で、本事業の実施に関する契約（以下「事業契約」という。）を締結する事業者が実施する業務は、次の①～④に掲げるものとし、各業務の詳細については入札公告時に示す。

① 調査・設計業務

ア　事前調査業務（試掘調査）

イ　詳細設計業務（電線共同溝修正設計など）

ウ　調整マネジメント業務（入線業者等との協議など）

② 工事業務

ア　既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務

※　占用者等への移設補償は業務に含まない。

イ　整備工事業務（電線共同溝、道路、道路附属物の工事）

※　電線の入線工事及び既存電柱・電線の撤去は業務に含まない。

ウ　本施設の所有権移転業務

エ　調整マネジメント業務（隣接店舗等との出入口調整など）

③ 工事監理業務

ア　工事監理業務

④ 維持管理業務

ア　点検業務

イ　補修業務

ウ　台帳作成・管理業務

エ　調整マネジメント業務（入線業者等との抜柱・入線及び施設の点検・補修等に係る調整など）

（７） 事業方式及び権利関係

本事業は、以下に示す事業方式（ＢＴＯ（Build－Transfer－Operate）方式）で実施する。

事業者は、事業対象区域において、本施設の調査・設計業務、工事業務及び工事監理業務（以下「整備業務」という。）を行い、整備業務完了後に本施設の所有権を東北地方整備局に移転する。その後、事業者は、事業期間が満了するまで、維持管理対象施設の維持管理業務を実施する。

なお、調査・設計業務の結果、既存ストック（占用者が所有する管路・マンホール（電力、通信）等の既存施設（以下「既存ストック」という。））を活用する提案が選定された場合、東北地方整備局は、当該既存ストックの所有権について、工事業務の着手までに占用者から所有権を取得する予定である。

（８） 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約の締結日から令和 31 年３月末までの約 23 年間の期間とする。

（９） 事業スケジュール

本事業の事業スケジュールは、以下を予定している。

事業契約の締結　　令和８年３月頃

本施設の完成・引渡し　　令和15年３月頃（整備期間　　：７年間※１）

事業完了　　令和31年３月末（維持管理期間：16年間※２）

※１　整備期間については、工期短縮の提案を可能とする。

※２　※１の工期短縮の提案により、整備期間が短縮された場合においても、維持管理期間は16年間とし、事業完了時期を早めるものとする。

（１０） 事業者への支払い

本事業は、サービス購入型によって実施するものとし、東北地方整備局は、事業者から本施設の引渡しを受けた後に、本事業の実施の対価（以下「事業費」という。）として、事業者に以下の費用を支払う。

① 施設整備費

② 維持管理費

③ その他の費用

④ 消費税等

なお、事業費の支払の詳細については、入札公告時に示す。

２．ＰＦＩ事業として実施することの客観的評価

（１） コスト算出による定量的評価

本事業について、東北地方整備局が直接実施する場合とＰＦＩ事業として実施する場合の公共負担額の比較を行うに当たって、その前提条件を「別紙 定量的評価の根拠」のとおり設定した。

なお、これらの前提条件は東北地方整備局が独自に設定したものであり、実際の応募者の提案内容を制約するものではない。

上記の前提条件のもとで、東北地方整備局が直接事業を実施する場合とＰＦＩ事業で実施する場合の公共負担額を比較すると、ＰＦＩ事業で実施する場合は、東北地方整備局が直接事業を実施する場合に比べて、現在価値換算後、1.7％のＶＦＭが見込まれる結果となった。

（２） ＰＦＩ事業として実施することの定性的評価

本事業をＰＦＩ事業として実施する場合の主な定性的効果として以下が挙げられる。

① 各種工事の工程を最適化

ア　複数の業務及び工事を一括発注する事により、維持管理まで見据えたフロントローディング手法の導入が可能

イ　事業全体の様々なリスクを考慮した、最適な施工計画によって事業全体の工期短縮に帰結

② 調査精度の高い詳細設計で手戻りを最小化

ア　調査設計段階において精密に現況埋設物を把握し、効率的な支障物移設設計を実施

イ　新技術導入による地中探査等の実施と、それらの計測データを含めたＣＩＭ技術の活用により、不測の事態にも効率的に対応し、施工段階の工期遅延を抑制するとともに、維持管理への継続活用が可能

③ 早期の合意形成を行い、円滑に事業を推進

ア　調査設計段階から施工段階、維持管理段階までの関係機関協議や地元調整等をワンストップ体制で行うことで、各種管路埋設の同時施工や早期の地元合意形成が図られ工期短縮及び無電柱化の早期実現に帰結

イ　継続的な情報共有と監理体制の保持により、切れ目なく円滑な事業を推進

④ まちづくりへの貢献

上記①～③の効果により、早期の無電柱化整備が期待されることから、次の効果の早期発現等に貢献。

ア　防災性の向上　　：強風・地震等の災害時における緊急輸送道路の確保

イ　通行区間の快適性向上：安心・安全な通行空間の確保

ウ　良好な景観創出　　：良好な都市景観の形成に向けたまちづくり

⑤ 民間資金等の活用による公共負担額の平準化

本事業をＰＦＩ事業として実施することで、施設整備及び維持管理などに要する費用を、

サービスの対価として毎年定額支払うことから、支出を平準化することが可能。

⑥ リスク分担の明確化による安定した事業実施

発生が想定されるリスクについて東北地方整備局と事業者間の責任分担を明確化し、調整マネジメントにノウハウがある事業者に可能な範囲でリスクを分担することにより、リスク管理の最適化が図られ、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となる。また、リスクの顕在化の予防に資することが想定され、事業目的の円滑な遂行や安定した無電柱化の実施が期待できる。

（３） ＰＦＩ事業として実施することの総合評価

以上のことから、本事業は、ＰＦＩ事業として実施することにより、定量的評価及び定性的評価に係る効果が発揮されるものと期待できる。また、このことは、実施方針公表後の事業者からの意見招請の結果からも、十分に実効性があるものと判断される。このため、本事業をＰＦＩ法第７条に規定する特定事業として選定することが適当であると認める。

別紙　定量的評価の根拠

１．PSC と PFI－LCC と VFM の値		
項目	値	備考
①PSC（現在価値ベース）	（非公表）	公表しない場合はその理由 ・その後の入札等において正当な競争が阻害されるおそれがあるため
②PFI－LCC（現在価値ベース）	（非公表）	
③VFM（金額）	（非公表）	
④VFM（割合）	1.7 %	

２．VFM 検討の前提条件		
項目	値	算出根拠 （公表しない場合はその理由）
①割引率	1.3 %	・「VFM（Value For Money）に関するガイドライン」を踏まえ設定した。
②物価上昇率	－	・物価変動の影響は物価変動リスクの調整により行い、事業費の算定には物価上昇率は加味しない。

３．事業費などの算出方法			
項目	PSC の費用の項目	PFI-LCC の費用の項目	算出根拠
①施設整備にかかる費用の算出方法（このうち資金調達に係る費用は③参照のこと。）	・調査・設計費 ・工事費 ・工事監理費 ・調整マネジメント費（設計段階・工事段階） ・間接費	・調査・設計費 ・工事費 ・工事監理費 ・調整マネジメント費（設計段階・工事段階） ・事業者の開業に伴う費用 ・引渡日までの事業者の運営費 ・融資組成に伴う費用（SPC 設立する場合のみ） ・建中金利	・PSC の各経費については、事業実績を基に算定した。 ・PFI-LCC の各経費については、工事の一括発注による効果及び民間事業者の技術力や創意工夫により得られると想定される減額を考慮して算出した。
②維持管理にかかる費用の算出方法	・点検業務費 ・台帳作成・管理業務費 ・調整マネジメント費（維持管理段階）	・点検業務費 ・台帳作成・管理業務費 ・調整マネジメント費（維持管理段階）	・PSC の各経費については、事業実績を基に算定した。 ・PFI-LCC の各経費については、民間事業者の技術力や創意工夫により得られると想定される減額を考慮して算定した。
③資金調達にかかる費用の算出方法	・施設整備費は、出来高に応じ支払 ・維持管理費は発生年度に支払	・施設整備期間終了後に借り替える長期借入による発生金利分を割賦手数料として計上	・資金調達条件については、過去の PFI 事業の実績等を参考に、近時の金融市況を元に設定した。
④その他の費用		・PFI 事業実施に係る公共側の費用 ・引渡日以降の事業者の運営費 ・事業者の税引前利益	・PFI-LCC は、事業者の運営費等を計上した。